

小樽市公害未然防止指導要領

（趣旨）

第1条 この要領は、生活環境を保全する目的から工場又は事業場の建設により発生する公害を未然防止するための行政指導について必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において「工場及び作業所」とは、物品（食料品を含む。）の製造、加工、組立、修理又は整備のいずれかを営むものをいう。

（対象）

第3条 この要領において対象となる工場又は事業場は、建築基準法第6条第1項に規定する建築物の確認の申請を行うもので、次に定めるものとする。

- 一 工場及び作業所
- 二 ガソリンスタンド
- 三 その他周辺環境の保全から特に必要と認める事業場

（事前指導の範囲）

第4条 この要領において公害を未然防止するための指導の範囲は、第3条に定める工場又は事業場の建設に伴い必要となる既存建築物の解体工事、当該工場又は事業場の建築工事から操業開始後に至る一切の過程とする。

（事前申出書の提出）

第5条 第3条に定める工場又は事業場を新たに建設又は増設しようとする者（以下「建設者」という。）は、あらかじめ公害防止事前申出書（所定様式）に必要事項を記載し、正本及び副本を環境課長に提出するものとする。

（事前申出書の受理等）

第6条 環境課長は、公害防止事前申出書を提出されたときは、その記載等に不備がないことを確認し受理するものとともに、正本及び副本に受領印を押印するものとする。

（事前指導）

第7条 環境課長は、公害防止事前申出書を受理したときは、その内容について公害関係法令上の問題の有無及び生活環境への配慮に係る指導の必要の有無を確認するものとする。

2 環境課長は、前項の規定において、公害関係法令上の問題又は生活環境への配慮に係る指導の必要を認めるときは、建設者に必要な指導を行うものとする。

（事前申出書の取扱い）

第8条 環境課長は、前条第1項の確認の結果、公害関係法令上の問題や生活環境への配慮に係る指導の必要がないと認めるときは、事前申出書の正本を保管し、副本を建設者に返還するものとする。

2 環境課長は、前条第2項の指導が完了したときは、その指導内容について事前申出書の正本及び副本に加筆修正する等反映させるとともに、正本を保管し、副本を建設者に返還するものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月2日から施行する。